【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引業者の最低純財産額）

**第十五条の九**　法第二十九条の四第一項第五号ロ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

２　申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第五号ロの純財産額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引業者の最低純財産額）

**第十五条の九**　法第二十九条の四第一項第五号ロ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

２　申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第五号ロの純財産額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

（改正前）

（新設）